

土浦市監査委員告示第15号

令和6年7月19日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定  
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表  
する。

令和6年9月13日

土浦市監査委員 市原和弘  
土浦市監査委員 寺内充



## 住民監査請求監査結果

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

#### 2 措置請求書の收受

令和6年7月19日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを收受した。

#### 3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、原則として原文のまま記載の上、補正等の結果も踏まえ、記載する。

（1）本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長大貫三千夫

（2）対象の会計行為

令和5年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「連合会」という。）に対し、茨城県自治会連合会活動事業負担金を補助対象経費として、補助金額50,000円の額を確定したこと。

（3）主張の要旨

連合会の令和5年度茨城県自治会連合会の活動事業負担金（以下「本件負担金」という。）に係る費用に、土浦市地区長連合会補助金（以下「本件補助金」という。）を確定することは次の理由により不当である。

ア 連合会が行った、本件負担金50,000円に係る、補助金の交付に係る申請は、「住民自治の向上と市民福祉の増進を図るため、茨城県や関係市町村と連携をとりながら茨城県内の住民自治組織の発展、そして安全・安心で住みよい茨城づくりを進める。」とい

う内容であり、この申請に対して市長は、本件補助金の趣旨として、「住民自治の向上と市民福祉の増進を図るため、補助金を交付する。」として、補助金50,000円を交付決定している。

しかしながら、本件負担金として50,000円を茨城県自治会連合会（以下「県自連」という。）へ振込みしたことをもって補助事業の成果であるとするのである。

イ 県自連の事業や活動は、連合会が掲げる「自治の向上と市民福祉の増進」、「茨城県内の住民自治組織の発展」、「安全・安心で住みよい茨城づくり」と関連付けられるものは皆無であり、連合会は補助金に係る事業は行っておらず、なんら成果もないまま、補助事業を終了したにもかかわらず、市長が令和5年度に本件負担金50,000円を本件補助金として確定しているのは不当である。

#### （4）発生した損害の内容

連合会に交付した本件補助金50,000円。

#### （5）措置請求内容

市長は交付した補助金50,000円について確定を取り消し、連合会に対し、本件補助金50,000円の返還を命じるべきである。

### 4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- （1）資料1 情報公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第73号）令和5年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について（地区長連合会運営事業）（伺い）
- （2）資料2 情報公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第74号）令和5年度土浦市地区長連合会補助金実績報告書の受理及び額の確定について（地区長連合会運営事業）（伺い）
- （3）資料2—2 情報一部公開決定通知書（令和6年4月8日付け土市活発第46号）土浦市地区長連合会補助金実績報告書及び添付資料
- （4）資料3 情報公開決定通知書（令和6年6月27日付け土市活発第124号）令和5年度事業報告について

### 5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和6年7月24日付で本件請求の要旨を市議会及び

市長に通知した。

## 第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件補助金の額の確定が不当であると主張しているところ、本件補助金は、令和5年10月31日付けの土浦市地区長連合会補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしており、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決（平成30年（行ウ）第3号／令和2年（行ウ）第4号）では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法242条第1項の違法若しくは不当な『公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理』には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、連合会が行ったとする補助事業の実績が、当初の補助金交付決定の趣旨とかけ離れたものであり、連合会に対し本件補助金の返還を求めるよう措置請求の対象者に求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、いわゆる怠る事実に該当することになり、法第242条第2項の規定の適用がないものとして住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断し、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

## 第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、本件請求を正式に受理することを決定し、請求人にその旨を通知した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和6年8月8日にその機会を設けた。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、関係人が立ち会った。

### (1) 請求に係る陳述及び新たな証拠の提出

請求人から令和6年8月7日に、「土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出」と題した口述原稿及び添付資料として次の書面の提出があった。(添付資料はいずれも写しである。)

- ア 土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出
- イ 資料1 情報非公開決定通知書（令和3年9月30日付け土市活発第144号）
- ウ 資料2 情報非公開決定通知書（令和3年9月30日付け土市活発第145号）
- エ 資料3 情報公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第86号）令和5年度茨城県自治会連合会加盟団体一覧表（参考）
- オ 資料4 情報非公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第83号）
- カ 資料5 情報非公開決定通知書（令和6年6月24日付け土市活発第123号）

### (2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 不当と考える理由は、住民自治の向上と市民福祉の増進を図るためにある申請を認めて、土浦市長は、住民自治の向上と市民福祉の増進を図るために、補助金を交付すると、決裁した。

連合会は、補助事業が終了したとして、補助金実績報告書を提出し、市長はその内容を認め、確定した。

その内容は、令和5年7月25日付で、令和5年度県自連負担金として、50,000円を振り込んだという事業実績だけで、住民の自治の向上、市民福祉、自治組織発展といったことに全然関わっていない。

連合会は県自連の事業や活動を通じて、何の補助事業も実行しておらず、成果もない。

イ 土浦市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第13条に、補助事業等の成果が、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する、というふうになっているが、交付申請時には、住民自治の向上、県内の住民自治組織の発展、安全・安心といったことを掲げておきながら、実績報告の内容は50,000円を支払ったとしか書いてない。

つまり、法第232条の2の、「公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」との規定に反している。

ウ 市長は補助金の交付の決定の理由に、住民自治、市民福祉としているが、その用語の定義について、請求人は何回となく情報公開請求をしているが、非公開となっている。

一般論として、用語が定義されていないことは、用語の概念が無いということであり、用語の概念が無いところに実態は存在しない。用語があって、概念があって、概念に基づいて初めて実態が存在する。

従って、補助金の額の決定の趣旨とした住民自治の向上とか市民福祉の増進は、有り得ない。

エ 本件補助金対象経費は、県自連の活動の負担金であり、その額は、県自連の会則に基づいて、土浦市的人口割で 50,000 円になっている。

つまり、全土浦市民を対象としているが、土浦市のホームページの財政用語によると、負担金とは、市が行う特定の事業により、特別の利益を受ける方から、その受益を限度として徴収するとされ、例えば、保育所の保育料などを、負担金とか分担金と市は定義しているところ、県自連が行う特定の事業により、特別の事業を受ける土浦市民の受益に見合う額 50,000 円を連合会を通じて徴収するものと、なぞらえることができる。

ところが、連合会は、市長が各地区に設置した地区長 170 名が組織する団体であり、町内会など一般市民で構成される自治会と別のものである。

つまり、県自連に加入しているのは、連合会であって、町内会とか自治会はもちろん、一般市民は加入していない。県自連が行う特定の事業により、特別の利益を受けるのは、170 名の連合会員のみであるのであり、町内会等の自治会会員やその他の一般市民が受けるものでは無く、土浦市民に利益をもたらされたと実感することは請求人も無い。

連合会が県自連から特別の利益を受けているならば、負担金は受益者である連合会自身が負担すべきである。

また、市は、地区長報償費として、170 人に対して払っているが、連合会員全体では 2,400 万円になり、50,000 円を市の補助で払わなければいけない、という理由はどこにもない。

オ 県自連会則第 3 条に構成員が規定され、茨城県内の各自治会、町内会、区会等の連合組織をもって組織する、とあるが、連合会は市長から委嘱された地区長が組織する団体であって、町内会等の自治会の連合組織ではない。

よって、県自連と本市や各自治会との間には、県自連会則第 2 条の自治会連合相互や自治組織の健全な発展は、起こり得ない。

また、県自連の加入状況や加入率は、20 市町村にしか過ぎず、茨城県内 44 の市町村のうち、半分以下であるので、県内の大半の自治会と連合会が、県自連に対して特段の利益や必要性を認めていない。

更に、県自連は、ホームページや、定期の刊行物もなく、メディアによる記事も 2015 年 11 月 19 日の茨城新聞の記事のみである。外部からの活動評価や、詳細とか事業の成果、そういうものが全然知ることができない、透明性を全く持っていない団体である。

カ 用語が無いところには、業務計画や事業計画は立てられず、計画のないところに予算は付かないので、まず言葉の定義を明らかにして、その定義に基づいて事業計画を立てる、

事業計画に基づいて初めて予算は付けられる。

すべて一貫性を持ってなければいけない。その途中で、勝手な言葉を解釈したり、勝手な用語を足したり引いたり、これは原則的にはできない。行政というのはそういうものである。

例えば、地域福祉というのは土浦市にあり、地域福祉については、計画もあり、何かにつけて予算とか事業を起こして予算が付いているが、地域福祉という言葉があるのに、あえて市民福祉という言葉を出すのはどういうことであるのか。住民自治についても、自治会のことをやるところが市の中にあるが、住民自治という言葉はない。何か新しい概念があるのかなということで、情報公開請求を行った。

キ 市長から委嘱を受けた地区長が自主的に寄り集まって作った団体が土浦市地区長連合会である。

町内会長は地域に住んでる町内会員から選挙で選ばれた、信任を受けた長が町内会長だが、地区長は市長から委嘱を受けただけで、町内会の信任を受けていない。

町内会長が仕事するときには、町内会員を見て、町内会員から預かったお金を執行する。

町内会長は町内会のお金を使って動いたり、物を調達したりするが、それに対して市長から命じられた地区長としての費用は、これは地区長報償費から支出されるので、全く予算は別となる。

よって、市長の下で動く人と、町内会全員の信託を受けて信任を受けて行動する人は峻別すべきである。

ク 自治がこのように向上した、市民福祉はこのように増大したといったことを、連合会は示す必要がある。

### (3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、1頁「補助金50,000円を交付している」は「補助金50,000円を交付決定している」であることを確認し、同頁「交付受けした補助金」は「交付決定を受けた補助金」であることを確認し、2頁「情報公開決定通知書」は「情報一部公開決定通知書」であることを確認し、4頁「情報公開決定通知書」は「情報一部公開決定通知書」であることを確認し、補正を行った。

### (4) 令和6年8月19日に、請求人から同月7日に提出された「土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出」のうち、5頁「土市活発第86」は「土市活発第86号」であること及び、同頁「土浦市地区長連合会補助金交付要綱」を「土浦市地区長連合会補助金交付要項」であることを請求人に確認した。

## 2 監査の対象事項

措置請求書等の記載内容や請求人による陳述等を踏まえても、措置請求の対象者が連合会に対し本件補助金の返還を請求することが可能となる根拠が自明になっているとは言い難いが、請求人は、連合会が行った補助事業の実績が当初の補助金交付決定の趣旨とかけ離れていることを措置請求書の請求の要旨として掲げ、また、陳述の場で本件補助金の交付が法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当しない旨陳述している。

そこで、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件補助金に係る補助事業の成果が本件補助金の申請内容に記載の内容と異なるものであり、本件補助金に公益上の必要性が認められないか。
- (2) 連合会に対し本件補助金の返還を請求することが可能か。

### 3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

### 4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

関係人による陳述の聴取の際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 調査日時 令和6年8月8日 午前10時30分から

(2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員

(3) 監査委員が提出を求めた資料

提出資料1 令和5年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について（茨城県自治連合会活動事業）（伺い）

提出資料2 令和5年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について（茨城県自治連合会活動事業）（伺い）

提出資料3 令和5年度土浦市地区長連合会補助金実績報告の提出について（地区長連合会事業）（伺い）

提出資料4 令和5年度土浦市地区長連合会補助金実績報告の受理及び額の確定について（地区長連合会事業）（伺い）

#### (4) 聽取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、次のとおりである。

ア 請求人は、「連合会が行ったとする補助事業の実績は、当初の補助金交付決定の趣旨とはかけ離れたものであり、補助金の交付の確定は不当と言わざるを得ない。したがって、土浦市長は補助金の交付の確定を取消し、連合会に対し、補助金の全額の返還を求めるべきである。」と主張しているが、補助金の返還を命ずる措置を要しない。

イ 連合会は、会則において「会員相互の親睦と各地区長相互の連絡協調を図り、民主的にして明朗なる町内自治の確立を期するためその運営改善に関し研究協議し、市民福祉の増進に努めるとともに市行政に協力し、市政の向上発展に寄与する」ことを目的として掲げている。

連合会の活動内容は、総会、役員会、研修会などの各種会議を開催するほか、地域から市への要望事項を取りまとめた要望書の提出や、11のブロックごとに地域活動をおこなうブロック会活動などがある。

ウ 県自連は、「茨城県内の各自治会連合組織相互の連絡協調を図るとともに、自治組織の健全な発展と県民福祉の向上を図ること」を目的としており、茨城県内の各市町村において結成される自治会などの連合組織によって構成されている。

構成団体は、現在、水戸市、つくば市、日立市、ひたちなか市などの20の連合組織が加盟している。

活動内容は、理事会、総会、各市町村連合組織の情報交換会、講演会の開催や県政への要望・質問の提出などを行っている。

県自連の令和5年度事業計画に記載の活動方針によれば、活動方針は、「私たちは更なる住民自治意識の高揚を図り、茨城県や関係市町村と連携を取りながら、情報の交換や研修会などを実施」し、「茨城県内の住民自治組織の発展、そして安全・安心で住みよい茨城づくりを進め」るものとしている。

県自連の目的や、活動方針によれば、当該団体は、公益的・公共的な目的を実現するために活動を展開している。

エ 県自連の目的や活動方針は、連合会の目的である「町内自治の確立」や「市民福祉の増進」にも関係性が深く、協働のまちづくりを推進する本市の施策に寄与するものであることから、第2条の別表において、連合会の円滑な運営に必要な経費として、県自連への加盟に係る負担金を補助対象経費に明記している。

本件補助金は、特定の経費について交付決定を行ったものであり、交付決定の段階で、事業計画等により県自連の活動事業が「自治の向上と市民福祉の増進」「茨城県内の住民自治組織の発展」「安心・安全で住みよい茨城づくり」に係る事業であること及び県自連への加盟に係る負担金であることを確認している。

よって、県自連から発行された領収書によって補助対象経費の使途を確認したことか

ら、額の確定を行い、補助金を支払った。

オ 請求人が主張する、「この事業報告から明らかなことは、令和5年度、茨城県自治会連合会の事業や活動には、土浦市地区長連合会が掲げる、『自治の向上と市民福祉の増進』『茨城県内の住民自治組織の発展』『安全・安心で住みよい茨城づくり』と関連付けられるものは皆無であることである。つまり、連合会が茨城県治会連合会の事業や活動を通じて補助事業を実行し、自身が掲げるその目的を達成するということは、もともとあり得ないのである。」とする点について否認する。

県自連の目的や活動方針にもあるとおり、県自連は、「自治の向上と市民福祉の増進」「茨城県内の住民自治組織の発展」「安全・安心で住みよい茨城づくり」に関連する事業を推進している団体であり、連合会は、県自連に加盟することにより、補助金の申請内容に記載した事業の推進に関与している。

県自連の事業については、これまでの実績報告等により具体的な活動を把握しており、令和5年度事業計画において、前年度までと同種の事業が行われることは類推することが可能である。また、令和5年度事業報告によれば、具体的な事業が行われていることは間違いない。

なお、補助金の額の確定を行った令和5年10月30日までに、県自連では令和5年度事業とし、5月に第1回理事会・総会、9月に県政への要望・質問の提出を実施している。

この県政への要望・質問については、連合会が令和6年度要望として土浦市へ要望書を提出しているもののうち、主に茨城県が所管する事業等に対し、連合会から、県自連を通じて、要望を提出している。

よって、額の確定を行った10月30日時点で、申請内容に係る事業が行われていることを把握している。

以上のことから、請求人が、「土浦市地区長連合会は、補助金に係る事業は行っておらず、なんら成果もないまま、補助事業を終了としたのである。それにもかかわらず、市長が、令和5年度茨城県自治会連合会活動事業負担金50,000円を補助金として確定しているのは不当である。」とする点について否定する。

県自連は「茨城県内の各自治会連合組織相互の連絡協調を図るとともに、自治組織の健全な発展と県民福祉の向上を図る」ために活動しており、それは県内市町村の一つである、土浦市の連合会が目的として掲げる、「町内自治の確立」及び「市民福祉の増進」にも関係が深く、公益性の高い事業である。この点について、これまでの事業実績や活動方針、事業計画からも、疑う余地がない。また、本件要項第1条の「住民自治の向上及び住民の福祉の増進を図る」という目的に沿うものである。

カ 県自連加入団体数は県内44市町村中、20であるが、規模の大きな自治体の連合組織は概ね関与しており、人口のカバー率は、約65%である。

住民自治組織の発展という課題に対処するために、様々な連携をとりながら運営が行

われていることから、県自連の公益性は高く、加入するには有意義である。

#### (5) 令和6年8月16日に監査対象機関から提出された文書の内容

ア 県自連は、「茨城県内の各自治会連合組織相互の連絡協調を図るとともに、自治組織の健全な発展と県民福祉の向上を図ること」を目的とする団体であり、事業計画や収支予算、そして、過去の実績から、当該団体の事業内容について、各市町村連合組織の情報交換会、県政への要望・質問の提出など、「茨城県や関係市町村との連携」「茨城県内の住民自治組織の発展」「安全・安心で住みよい茨城づくり」に資する活動を行うことは類推でき、補助対象事業の内容は、当該団体に加入することで遂行されるものであることは客観的にも明らかなことから、連合会が当該団体に加入することにより、住民自治の向上と市民福祉の増進にも寄与するものである。

イ 額の確定においては、連合会が県自連に加入していること、つまり茨城県自治連合会活動事業負担金として交付決定した補助金が、加盟団体に課される当該負担金として支出されていることを審査しており、令和5年10月10日付で提出のあった実績報告書により領収書を確認し、同月30日付で額を確定させている。

この領収書は、発行日が同年7月25日付となっているが、実際に連合会へ通知されたのは同年10月であったため、同月に連合会から実績報告が提出された。

なお、額の確定を行った時点で、県自連の令和5年度事業として、茨城県政への要望書提出などが行われており、事業が遂行されていることは担保されている。

ウ 請求人の『住民自治』や『市民福祉』とは、本市行政上、定義されていない用語である。市長が繰り返し用いるこの用語の定義について、これまで請求者は、幾度となく、情報公開請求をおこなってきたのであるが、依然として市長は定義を明らかにしない。』

「したがって、補助金の額の決定の趣旨とした、『住民自治の向上と市民福祉の増進』とは、実体のない、いわば言葉遊びの上のものであって、補助事業の対象ではありえない」との主張については否認する。

のことについて、請求人から「住民自治」や「住民自治の向上を達成する」という用語の意味や概念を定義若しくは説明した例規等若しくはハンドブック等に係る公文書について土浦市情報公開条例に基づく情報公開請求がされ、実施機関は、このような一般的な用語や表現を定義し、又は説明した例規やハンドブック等に係る公文書は保有していないとして、情報の不存在を理由とする非公開決定があったが、これに対する請求人からの行政不服審査法に基づく審査請求に関し、諮問機関である土浦市情報公開・個人情報保護審査会は、当該非公開決定処分を妥当とし、「行政機関が特定の用語又は表現をいかに解釈し、使用するかについては一定の裁量があるところ、『住民自治』及び『住民自治の向上を達成する』との用語及び表現を定義し、又は説明した例規やハンドブック等を保有していない事実が違法性や不当性を基礎付けることがあるとは認められないとの判断がされた。

エ 請求人の「『茨城県自治会連合会が行う特定の事業により特別の利益を受ける』ことができるの、170名の連合会会員であって、町内会等の自治会会員やその他の一般市民が受けるのではない。」について、否認する。

保育料など行政法上の負担金と、連合会が県自連に支払う茨城県自治会連合会活動事業負担金は、そもそも関連性がないが、いずれにせよ、連合会が県自連に加入することで、「住民自治の向上」及び「市民福祉の増進」につながり、その効果は市民にも及ぶものと考える。

オ 連合会の団体の目的などから、当該団体は公益性のある団体である。

## 第5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

### 1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要があるものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助額等を具体的に定め、公益上の必要性を具体化している。

### 2 土浦市地区長連合会補助金について

本件要項によれば、連合会の円滑な運営及び連合会が行う地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保その他の地域課題に関する調査研究に係る事業を支援することにより、住民自治の向上及び住民の福祉の増進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

## 第6 判断

### 1 本件補助金に係る補助事業の成果が本件補助金の申請内容に記載の内容と異なるものであり、本件補助金に公益上の必要性が認められないか。

請求人は、連合会が県自連の事業や活動を通じて補助事業を実行し、連合会が掲げる目的を達成することはあり得ないことや、連合会が補助金に係る事業を行っていないことを主張

しているのに対し、監査対象機関は、請求人が、「土浦市地区長連合会は、補助金に係る事業は行っておらず、なんら成果もないまま、補助事業を終了としたのである。それにもかかわらず、市長が、令和5年度茨城県自治会連合会活動事業負担金50,000円を補助金として確定しているのは不当である。」とする点について、県自連の目的や活動方針は連合会の目的に関係が深く、連合会は県自連に加盟することにより本件補助金の申請内容に記載した事業の推進に関与していること、このことについてこれまでの事業実績や事業計画等から疑念の余地がないこと、及び実際に補助金の額の確定を行った10月末時点で県自連に対し連合会の要望を提出している旨説明している。

この点について、県自連の令和5年度事業報告によれば、当該団体が県政への要望・質問の提出や情報交換会等を行った旨が記載されており、これらの事業は、本件補助金の申請内容に記載の「住民自治の向上と市民福祉の増進」及び本件補助金の交付の目的である本件要項第1条の「住民自治の向上と住民の福祉の増進」に適合する。また、県自連によるこれまでの事業実績や事業計画等に照らして、本件補助金の申請内容に記載の事業が行われることを前提に本件負担金に係る領収書を受領した時点において本件補助金を確定し交付を行ったこと 자체をもって、本件補助金の交付そのものが直ちに違法又は不当となるとまでは言えず、実際に連合会は県自連に対し要望を出すなど事業を行っているというものであるから、本件補助金の申請内容に記載の内容について連合会は事業を行ったと認められる。

よって、請求人の主張は認められない。

また、平成30年8月2日大阪地方裁判所判決（平成29年（行ウ）158号）では、「法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上で政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされているところであり、上記の目的のもとに行われる本件補助金の交付は、公益上の必要性があるものといえる。

## **2 連合会に対し本件補助金の返還を請求することが可能か。**

以上のとおり、本件補助金に係る補助事業の成果は本件補助金の申請内容に記載の内容と異なるものではなく、かつ本件補助金には公益上の必要性が認められるため、これらの事由が欠けることを理由とした連合会に対する本件補助金の返還の請求を行うことが可能か否かの論点は検討するまでもない。

連合会に対し本件補助金の返還を請求する根拠となるその他の事実も認められないことから、連合会に対し本件補助金の返還を請求することはできない。

## **3 結論**

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。